

好評につき第3弾

上伊那魅力再発見ツアー

大人の社会見学Ⅲ

出発日：令和7年6月19日(木)



技術の最前線へ！

ご旅行代金：おひとり様12,500円/税込み
(大人・こども同額)



アイスクリーム試食！



(株)キッツ伊那工場



日進乳業(株)アルプス工場

ものづくりの最前線と感動の現場を巡る特別な1日。
世界的バルブメーカー「(株)キッツ伊那工場」、こだわりのアイスクリームを生み出す「日進乳業(株)アルプス工場」、補助犬の訓練を行う「(福)日本聴導犬協会」を訪れます。
また、蚕とシルクに会える駒ヶ根シルクミュージアム、隣接するレストラン「菜々ちゃん」では地元食材をふんだんに使ったバイキングで郷土料理を堪能。さらに、ツアー代金の一部は聴導犬の活動支援に活用されます。
小学生の頃の社会科見学のワクワク感をもう一度、大人の視点で楽しみませんか？



駒ヶ根シルクミュージアムで
館長から蚕の歴史を学ぶ

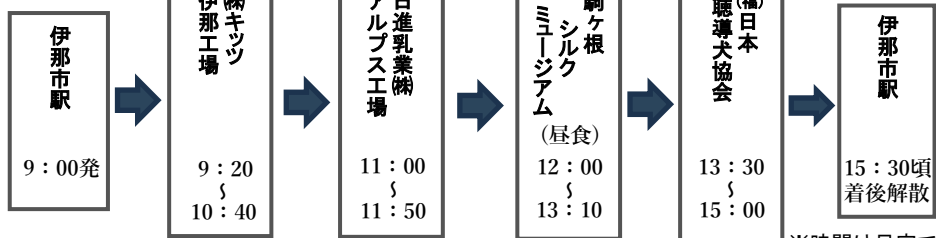


レストラン「菜々ちゃん」で
バイキングランチ



聴導犬・介助犬の
お仕事を体験！

行程



※写真は全てイメージです。

●ツアー代金に含まれるもの

- ・交通費(貸切バス代)・昼食代一回
- ・行程に記載された施設の入館料

●募集人員：20名(最少催行人員10名)

●利用バス会社：伊那バス(中型バス)

ご案内

- 1.この旅行は(一社)長野伊那谷観光局が主催する募集型企画旅行です。
 - 2.募集期間は出発の2週間前まで。お取消しの際は、所定の取消料を申し受けます。
 - 3.行程に含まれない交通費、諸経費および個人的な費用は、旅行代金に含まれません。
 - 4.旅行申込書の提出を受け、支払手続きをご案内します。なお支払いは指定口座への振込みとなります。
 - 5.添乗員は同行しません。当観光局職員が旅行中のお手伝いをさせていただきます。
 - 6.天災、感染防止等の理由により、行程変更または中止する場合があります。
 - 7.詳しい取引条件を説明した書面をお渡ししますので事前に確認の上、お申込みください。
 - 8.本ツアーからお一人様につき500円を(福)日本聴導犬協会に寄付させていただきます。
 - 9.駒ヶ根シルクミュージアム館長による説明は変更になる場合があります。
- ※本チラシは令和7年3月10日現在の資料に基づいて作成しました。

※写真は全てイメージです。

スマホで簡単申込！



一般社団法人長野伊那谷観光局 御中

記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

出発日：令和7年6月19日(木)

ふりがな		性 別	年齢	ご住所(ご連絡先)
お名前		男・女		〒 TEL: () FAX: () MAIL:
ふりがな		性 別	年齢	ご住所(ご連絡先)
お名前		男・女		〒 TEL: () FAX: () MAIL:

【備考】※3名様以上でのご参加の場合はこの欄にご記入願います。

ご旅行条件書（国内旅行）

お申込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

■お申し込み(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2)が揃った時点で正式なお申込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)(3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。(4)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。(5)本旅行は一般社団法人長野伊那谷観光局が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申金を受理した日とします。(6)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などがあります。

■確定日程表 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であつてもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・計画の変更 (1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算しておのぼつて15日目にあたる日より前にお知らせします。(2)奇数人数で申込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けるとした旅行において、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日目から前々々目までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とされないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合、取消料はいただきません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、10日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証 旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部の規定)によりその変更の内容に応じて旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは記載の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更			1件当たりの率(%)
		旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更		1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更		1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のもへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります)		1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更		1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更		1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経便便への変更		1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更		1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の客室の変更		1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち見守客のツアー・タートル中に記載があった事項の変更		2.5	5.0

■お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交通 お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話 番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。(2)当社およびご旅行をお申込んだいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。(4)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款についてこの条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.inadanikankou.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

旅行企画・実施／申込み・問い合わせ先

長野県知事登録旅行業第地域-618号

一般社団法人 長野伊那谷観光局

〒396-0025 長野県伊那市荒井3500-1

いんさつ3階

総合旅行業務取扱管理者 佐々木 尚央

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

<まずはお電話を！>

TEL：0265-98-8451

MAIL: k-dmo@union-kamiina.jp

FAX：0265-73-5867

営業日：月～金曜日(土日・祝日休)

営業時間：8時30分～17時15分

* 休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。